

平成 30 年度

定期監査報告書

下諏訪町監査委員

30監委第21号
平成30年12月13日

下諏訪町長 青木悟様
下諏訪町議会議長 林元夫様
下諏訪町選挙管理委員会委員長 小口俊吉様
下諏訪町農業委員会会长 中村隆明様
下諏訪財産区議會議長 伊藤隆様

下諏訪町監査委員
星野岳生
中村奎司

平成30年度定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び下諏訪町監査
委員条例（昭和49年町条例第21号）第2条の規定に基づき、平成30年度
定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告
します。

目 次

ページ

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 定期監査実績 | 1 |
| 2 現地監査実績 | 1 |
| 3 監査の対象及び方法 | 2 |
| 4 監査の結果 | 2 |
| 5 監査の所見 | 3 |
| 6 平成29年度定期監査結果(所見)と措置状況 | 6 |

1 定期監査実績

| 月 日 | 曜日 | 時 間 | 時間配分 | | 課 等 名 | 場 所 等 |
|-----------------------|----|----------------------------------|-----------------|-----------------|---------|---------|
| | | | 書類 監査 (分) | 聞き 取り (分) | | |
| 11月12日 | 月 | 10：00～16：40 | 90 | 175 | 産業振興課 | 第4委員会室 |
| (午前中は書類検査、午後1時より聞き取り) | | | | | | |
| 11月13日 | 火 | 9：00～10：40 | 30 | 70 | 下諏訪社中学校 | 下諏訪社中学校 |
| | | 10：45～12：05 | 15 | 55 | 北小学校 | 北小学校 |
| | | 13：00～16：50 | 85 | 145 | 住民環境課 | 第4委員会室 |
| 11月14日 | 水 | 10：00～10：50 | 20 | 30 | 会計課 | 第4委員会室 |
| | | 11：00～11：55 | 15 | 40 | 消防課 | 消防署 |
| | | 13：15～15：00 | 現地調査 | | | |
| | | 15：15～16：15 | 15 | 45 | 議会事務局 | 第4委員会室 |
| 11月15日 | 木 | 9：00～16：00 | 90 | 270 | 教育こども課 | 第4委員会室 |
| | | (10:30より外部施設の聞き取りから) | | | | |
| 11月19日 | 月 | 9：00～12：05 | 90 | 95 | 税務課 | 第4委員会室 |
| | | 13：00～17：00 | 90 | 130 | 健康福祉課 | |
| 11月20日 | 火 | 9：00～10：35 | 35 | 60 | ハイム天白 | ハイム天白 |
| | | 10：50～12：00 | 20 | 50 | みづべ保育園 | みづべ保育園 |
| | | 13：00～17：10 | 90 | 160 | 総務課 | 第4委員会室 |
| 11月21日 | 水 | 10：00～17：10 | 90 | 270 | 建設水道課 | 第4委員会室 |
| | | (11:30より財産区、13:15より一般会計、温泉、上下水道) | | | | |

2 現地調査実績

| 月 日 | 曜日 | 監査箇所等 | | 課 等 名 |
|--------|----|-------------|-----------|-------|
| 11月14日 | 水 | 13：15～13：50 | 赤砂崎公園整備事業 | 建設水道課 |
| | | 14：00～14：40 | 移動販売車業務委託 | 住民環境課 |

3 監査の対象及び方法

平成30年度の上半期（4月～9月）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、下記の指定資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合等と併せて関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

また、工事現場等に出向き関係職員から説明を受け現地検証を実施した。

さらに、前年度の監査指摘事項に係る措置状況の報告を受け、再確認をした。

○指定資料

- ① 職員配置・事務分掌
- ② 書類目録
- ③ 予算執行状況〈歳入・歳出〉
- ④ 工事実施状況
- ⑤ 公有財産増減状況（土地及び建物）〈取得・処分〉
- ⑥ 備品購入・不用決定（所管換）状況
- ⑦ 業務委託状況
- ⑧ 主な行事等の状況
- ⑨ 重点施策の進捗状況
- ⑩ 主な業務概要・事務事業実績
- ⑪ 前回監査の状況及び指摘事項の処理状況
- ⑫ その他 (1) 保育園関係 (2) 学校関係 (3) 水道事業関係
 (4) 下水道事業関係 (5) 賄材料費の業者・月別支払額一覧表
- ⑬ 各課添付資料

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められた。しかし、一部事務処理に検討・改善を要する事項が認められたので、次に記述する所見を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での指導も併せて行った。

5 監査の所見

1) 平成29年度の所見に対する措置状況について

(1) 低入札価格による人的役務提供の請負業務について

昨年度の定期監査の所見で、人的役務提供の請負(測量、設計、コンサルティング)に係る入札で低落札率のものが見受けられるので、人的役務提供の請負についても建設工事によるものと同様、低入札の場合の失格規定が必要かどうか、その要否を検討いただきたい旨を記載した。

これに対する措置状況は、本報告書の「6 平成29年度定期監査結果(所見)と措置状況 監査の所見(3)」のとおりで、失格規定の要否は引き続き検討することのことであった。

平成30年度の人的役務提供の請負業務では、落札率が19.4%の「下諏訪町総合運動場管理施設改築工事設計業務(予定価格16,960千円に対する落札金額3,290千円)」が見受けられた。これに関し、低入札業者の作業効率、外注の有無、資金繰り状況等の低入札が可能となる根拠が必ずしも明確に把握されておらず、業者の熱意・受注の意欲等が判断材料となっていた。また、失格規定がないことが最終的な判断のよりどころとなっていた。

この問題は、公共事業入札に係るアカウンタビリティー(説明責任)の問題であるので、その点を意識して慎重にご検討いただきたい。

(総務課)

(2) 観光事業の完工時期について

平成29年度の定期監査の所見において、国、長野県の補助金交付を受けた八島湿原木道の改修工事実施時期が観光シーズン後となっているが、良好な状況でシーズンを迎えるよう財源面を含めた保守整備を検討いただきたい旨を記載した。

これに対する措置状況は、本報告書の「6 平成29年度定期監査結果(所見)と措置状況 監査の所見(4)」のとおりである。担当課では、クラウドファンディングにより資金を調達して補修材料を購入し、当7月初旬に課員を中心となって木道の一部修繕を行ってハイシーズンに備えたが、その旨は記載されていない。

その理由としては、木道全体が経年劣化にさらされており、全面的な改修が必要であること、集まった寄附金の範囲ではできることが限られること、担当課の負担が過大であったことがあげられる。

担当課のご尽力に敬意を表するとともに、抜本的な解決策を期待するものである。

(産業振興課)

2) 平成30年度の監査結果(所見)

(1) 予算の執行状況について

平成30年9月末現在の歳入、歳出計算書に関し、下期での予算の補正予定の有無、重要な不用額の見込の有無を聴取した。

湖周ごみ処理施設整備事業費については、最終処分場の事業進捗状況、及び売電収入額の予測が困難で、多額な不用額が生じる可能性があるとのことであった。当該整備事業費は、湖周行政事務組合の予算に従って当町から計画的な歳出を行っている。過去においては、当該行政事務組合の不用額が出納閉鎖期間末に当町に返金され、当町の不用額となった経緯があるので、資金繰りの観点から迅速な処理が望まれる。

(住民環境課)

(2) 販売支援事業について

住民環境課生活環境係の新事業として、移動販売車による販売事業の支援がある。この事業は、町内第6区及び第9区及び第1区の一部地区の所定場所に対して、移動販売車が所定の時間に訪問し、食料品等の対面販売を行うもので、当町は経費の一部を負担する。受託者はイオンリテール(株)北信越カンパニー長野事業部である。

移動販売車は軽自動車を改良したもので490品目の商品の積載が可能であり、冷蔵機能のガラスショーケースには生鮮食料品が陳列されていた。販売価格は店舗価格と同一に設定されているとのことで、レジではカード決済も可能であり、利便性が高いと感じられた。

本事業は買い物弱者の支援事業として、数か月のテスト販売後に本格的に実施されている。現在の委託契約は単年度契約となっており、車両購入費相当額4,896千円はすでに町費で支出済みである。委託販売は長期に渡ると考えられるため、想定した委託期間の変更など将来起こり得る事態を想定し、その対応について文書化しておく必要がある。

(住民環境課)

(3)長期継続契約

物品の借入に関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として、債務負担行為を定めることなく、複数年契約の締結が可能である。この場合、各年度の予算の範囲内で給付を受けることが条件となり、毎年度の当初予算において措置しておくこととされている。

リース契約は賃借契約であるが、一般的なリース契約では、リース期間満了時に所有権が移転する旨、及び中途解約した場合には違約金相当額の支払が必要となる旨が記載されることが多い。このようなリース契約の重要性を考えると、当町の契約状況の全体像を集中して把握する必要があると考えられる。具体的には、小中学校の液晶テレビのリース契約による取得が挙げられる。

(総務課)

6 平成29年度定期監査結果（所見）と措置状況

監査の所見（1）事務事業評価の指標の取扱いについて

過去の定期監査の所見において、事務事業評価について、目標数値の設定が実効性のあるものとなるよう見直しをお願いしたところである。

今定期監査においては、一つの例として、生涯学習の社会教育の推進（生涯学習）において、成人式参加者数を評価指標にしているなど、適切な評価に値するものか疑問なものが見受けられた。各事業について適切に評価ができるよう精査をしていただきたい。

～ 措置状況（回答：総務課）～

評価対象とした各事業について精査し、評価指標の変更等、以下により処置した。

・広域的な行政等の推進

「広域連合が共同処理する事務の数」を目標値に設定していたが、目標設定になじまないため、実績のみの掲載とした。

～ 措置状況（回答：税務課）～

・町税等の課税

「家屋評価件数」を指標に設定していたが、目標設定になじまないため、町民税等の調定額実績のみの掲載とした。

・ふるさとまちづくり寄附記念品贈呈事業

「記念品の贈呈件数」を指標に設定していたが、「前年度の他自治体への寄附に伴う住民控除税額と当年度の町への寄附金額」の対比に変更した。

～ 措置状況（回答：健康福祉課）～

・高齢者見守り事業

「PHS発信機及び配食サービス利用者」を指標に設定していたが、「町人口に占める認知症サポーター割合」に変更した。

・健康づくりの推進

「インターバル速歩参加者数」を指標に設定していたが、「健康ポイント特典交換者数」に変更した。

～ 措置状況（回答：産業振興課）～

・農業委員会の運営

「食農教育の開催回数」を指標に設定していたが、「遊休農地の利用権設定面積」に変更した。

～ 措置状況（回答：教育こども課）～

・こども未来基金事業

指標設定になじまないとしていたが、「基金給付事業件数」を新たに指標に設定した。

・生涯学習・社会教育の推進

「成人式の参加者数」を指標に設定していたが、「クローズアップしもすわ生涯学習ページの町民執筆者数」に変更した。

・健康スポーツ施設整備事業

「プロジェクトの答申とそれを受けたプロポーザルの実施」を指標に設定していたが、「新艇庫・健康増進施設の整備進捗率」に変更した。

・博物館資料の保存整理

「資料の収集件数」を指標に設定していたが、「資料の整理カード起票枚数」に変更した。

監査の所見（2）調定の時期について

納期の一定している収入については、調定手続きの後に入金があり、未収入部分が収入未済額として表示される。随時の収入については、それぞれに調定入力すべき時点があり、その時期は財務規則に明記されているが、規則に沿った調定が起票されていないケース（調定前に収入票を起票するために、収入未済額がマイナス表記となっているもの）が散見された。

財務規則を確認の上、規則に沿った運用をしていただくようお願いしたい。

～ 措置状況（回答：税務課）～

・ 法人町民税

調定額は、毎月末に事業所から提出された「確定申告書」「予定申告書」「修正申告書」「更正請求書」「見込納付書」等を取りまとめ、納付予定額の合計を調定額として設定していますが、当月末日に起票するべき調定票について、調定日を翌月として起票した事により、収入未済額がマイナス表示となっていました。

以後は、同月内に調定票を起票しております。

監査の所見（3）低入札価格による人的役務提供の請負業務について

近年、建設業界の需要環境が逼迫し、業者の予定価格算定ソフトの精度が向上していること等により、土木請負工事の落札率は高水準で推移している。

一方、人的役務提供の請負（測量、設計、コンサルティング）に係る入札では、落札率が低いものが見受けられる。「平成29年度下諏訪町防災行政無線デジタル化実施設計業務」の落札率は0.18%（予定価格4,398千円に対する落札金額は8千円）であり、「新艇庫建設予定地地積測量業務」の落札率は57.59%（予定価格1,476千円に対する落札金額は850千円）であった。

これらについては、入札経過書、過去の実績等の請負業者の信頼性を検討した資料が残されていた。

人的役務提供の請負については、工事請負と異なり、低入札の場合の失格規定がないことで、入札どおり業者との契約が可能となっている現実がある。

しかし、落札率0.18%での契約が成立するとなれば予定価格は意味がないことになり、また、当該契約に限っては請負業者に損失が生じていることが合理的に推定できるので、地方自治体がそのような発注をしてよいかという疑問がある。

人的役務提供の請負についても、低入札の場合の失格規定が必要かどうかを検討いただきたい。

～ 措置状況（回答：総務課）～

当町における建設コンサルタント業務について、28年度から30年度上半期までの入札結果を考察すると、計35件で平均落札率は85.3%の状況である。

ご指摘いただいた昨年度の「下諏訪町防災行政無線デジタル化実施設計業務」のほか、今年度には「下諏訪町総合運動場管理施設改築工事設計業務」において落札率19.4%（予定価格16,960千円に対し落札金額3,290千円）といった案件が見受けられた。

特に落札率が低かった案件については、発注担当課から落札業者へその理由や過去の実績等の聞き取りを行ったうえで業務委託を執行しており、既に業務完了済みの業務にあっては、履行期間内に成果品が納品され、内容にも問題がないことを確認しているが、ダンピング受注の防止を図る観点からも制度導入に向けた検討は必要であると考えている。

最低制限価格制度については、自治体によって運用方法が様々であり、導入にあたっては各自治体において最適な制度の構築が求められるが、現在、諏訪地域においてこの制度を導入しているのは諏訪市のみであり、今後、他自治体の制度の導入状況や運用方法を参考にしながら、引き続き町入札制度研究会等において制度内容の研究、検討をしてまいりたい。

監査の所見（4）補助事業（八島湿原木道改修工事）の完工時期について

補助金を財源とした事業の場合、国、県の補助金の交付決定を受けて入札、請負業者の決定、施工、完工に至るまで相応の期間を要する。

当期の八島湿原木道の改修工事は、自然環境整備支援事業補助金を活用した補助事業であり、諸手続の関係上、工事実施時期が10月中旬から11月下旬にかけての、八島湿原のオフシーズンであった。

八島湿原は当町の貴重な観光資源であり、良好な状況でシーズンが迎えられるよう財源を含めた計画的な保守整備を検討いただきたい。

～ 措置状況（回答：産業振興課）～

八島湿原木道改修に活用している自然環境整備支援事業補助金は、県を経由して受ける国庫補助金のため、内示が8月中旬頃になる。したがって、内示を受けてからの入札となるため、着工は10月になってしまふ。工事の時期についても、シーズン中は大勢のお客様が訪れており、入り込み客数が落ち着く10月下旬からの実施が適当と捉えている。

また、現在の八島湿原の木道は平成13年に改修を行って以来17年が経過しており、劣化は急速に進行している。観光客の安全を確保するためにも、木道全体の改修を早急に対応していく必要がある。

監査の所見（5）水道・下水道会計の未収入金について

水道・下水道事業の未収入金には、宿泊業者に対する比較的多額の未回収金額が含まれている。分納誓約により回収を進めている努力は評価するが、その場合でも現年度発生分より少額の場合が多く、債権額は更に増加しており、完済にはほど遠い状況である。債務者の状況を勘案しながら粘り強い対応が必要となっているが、場合によっては債権回収に向けた強い姿勢も必要となると思われる。

個別・継続的に信用調査を行い、債権の保全を行う必要性を検討していただきたい。また、会計的には貸倒引当金の追加設定が必要と考えられる。

～ 措置状況（回答：建設水道課）～

大口の滞納者に対しては、毎週、または毎月、直接訪問して納入していただいておりますが、分納額を増やしていただくなど、滞納額が増加しないよう、収納事務に力を入れてまいります。

また、収納対策室との連携・情報共有を図りながら、十分な財産調査等を行ったうえで差押えを実行するなど、未回収金額の減少に努めています。

貸倒引当金については、平成30年度予算で必要と思われる金額を計上しました。